

## 利用料金表【老人保健施設】

(単位:円)

区分	費目	若水ケアセンター		はびねすケアセンター	
		個室	多床室	ユニット型個室	
基本料金 (一日あたり)	介護費(1割)	要介護1	695	768	774
		要介護2	740	816	819
		要介護3	801	877	881
		要介護4	853	928	934
		要介護5	904	981	985
	栄養マネジメント加算		14	14	
	夜勤職員配置加算		24	24	
	食費 (所得に応じて設定)	①	300		300
		②	390		390
		③	650		650
④		1,500		1,500	
居住費 (所得に応じて設定)	①	490	10	820	
	②	490	370	820	
	③	1,310	370	1,310	
	④	1,640	370	3,000	
介護給付に関わる費用 加算料金 (一日あたり)	サービス提供体制強化加算	I(イ)	18	18	
		I(ロ)	12	12	
		II	6	6	
		III	6	6	
	初期加算 (入所後30日に限る)	30	30		
	療養食加算	18	18		
	短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月以内)	240	240		
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (入所後3ヶ月以内、週3回を限度)	240			
	経口移行加算	28	28		
	外泊時加算 (一月6日を限度、所定単位数に代えて算定)	362	362		
	所定疾患施設療養費 (一月1回、連続する7日を限度)	305	305		
	緊急時治療管理加算			511	
	ターミナルケア加算	(死亡日以前4~30日)	160	160	
		(死亡日前日・前々日)	820	820	
		(死亡日)	1,650	1,650	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27	27		
	入所前後訪問指導加算	I(入所中1回に限る)	450		
		II(入所中1回に限る)	480	480	
	退所前訪問指導加算 (入所中1回に限る)	460	460		
	退所後訪問指導加算 (退所後1回に限る)	460	460		
	退所時指導加算 (入所中3ヶ月、3回に限る)	400	400		
	退所時情報提供加算 (入所中1回に限る)	500	500		
	退所前連携加算 (入所中1回に限る)	500	500		
	老人訪問看護指示加算 (入所中1回に限る)	300	300		
	地域連携診療計画情報提供加算 (入所中1回に限る)	300	300		
	介護職員処遇改善加算 (介護給付に関わる費用×3.9%)※食費・居住費を除く				
	(一月あたり)	口腔衛生管理体制加算	30		
		口腔衛生管理加算	110		
経口維持加算		I	400	400	
	II	100			

(単位:円)

	介護度	利用者負担段階	若水ケアセンター		はびねすケアセンター
			個室	多床室	ユニット型個室
月額料金 (基本料金の31日計算)	要介護1	①	47,213	33,180	59,892
		②	50,003	48,546	62,682
		③	83,483	56,606	85,932
		④	120,063	82,956	164,672
	要介護2	①	48,608	35,774	61,287
		②	51,398	50,034	64,077
		③	84,878	58,094	87,327
		④	121,458	84,444	166,067
	要介護3	①	50,499	37,665	63,209
		②	53,289	51,925	65,999
		③	86,769	59,985	89,249
		④	123,349	86,335	167,989
	要介護4	①	52,111	39,246	64,852
		②	54,901	53,506	67,642
		③	88,381	61,566	90,892
		④	124,961	87,916	169,632
	要介護5	①	53,692	40,889	66,433
		②	56,482	55,149	69,223
		③	89,962	63,209	92,473
		④	126,542	89,559	171,213

※ 上記金額以外に、クラブ活動費(クラブ活動に使用する材料等)、日常生活費(趣味的活動に使用する材料等)、健康管理費(インフルエンザ予防接種等に係る費用等)、理美容料を実費徴収いたします。

また、日常生活費(石鹸、シャンプー、リンス、ティッシュペーパー、歯磨き粉、歯ブラシ、化粧品、バスタオル、おしぼり類)として一日150円を徴収いたします。その他、電気使用料・洗濯代・文書料・預かり金管理費・領収書再発行代・死後の処置料等有り。

\* 表中の介護給付費負担金額は1割負担額です。所得額により負担額が2割の場合もあります。

### 《利用者負担段階》

- ①第1段階 …本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
- ②第2段階 …本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人
- ③第3段階 …本人及び世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階2段階以外の人
- ④第4段階 …利用者負担段階1・2・3段階以外の人